

訂正前—訂正後 比較表

第5表

超過利潤計算書  
平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金額 (①訂正前)	金額 (②訂正後)	差 (②-①)
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失) (①)	3,021	3,021	-
送配電部門の事業報酬額(②)	8,294	8,294	-
追加事業報酬額(③)	Δ 102	Δ 102	-
送配電部門の財務費用(株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。)(④)	5,458	5,458	-
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)(⑤)	1,160	1,160	-
送配電部門の事業外損益(⑥)	203	203	-
送配電部門の特別損益(⑦)	-	-	-
その他の調整額(⑩=⑧-⑨)	Δ 373	Δ 373	-
インバランス取引等損益(⑧)	15	15	-
法人税補正額(⑨)	389	389	-
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(⑪=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑩)	Δ 703	Δ 703	-
うち想定原価と実績費用との乖離額	Δ 1,072	Δ 1,075	Δ 3

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- インバランス取引等損益は、インバランスの供給及び最終保障に係る収益からインバランスの供給及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

## 訂正前—訂正後 比較表

第6表

超過利潤累積額管理表  
平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額 (①訂正前)	金額 (②訂正後)	差 (②-①)	備考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額) (①) (うち前期乖離額累積額) (⑦)	- (-)	- (-)	- (-)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (②) (うち想定原価と実績費用との乖離額) (⑧)	Δ 703 (Δ 1, 072)	Δ 703 (Δ 1, 075)	- (Δ 3)	
還元額(③)	-	-	-	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額) (④=①+②-③) (うち当期乖離額累積額) (⑨=⑦+⑧)	Δ 703 (Δ 1, 072)	Δ 703 (Δ 1, 075)	- (Δ 3)	
一定水準額(⑤)	7, 942	7, 942	-	平均帳簿価額 418, 051百万円 事業報酬率 1. 9%
一定水準超過額 (⑥=④-⑤)	0	0	-	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額(又は当期欠損額)に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。)乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。